

### 3. 軽自動車税

平成24年4月1日現在の課税台数は、2-3表のとおり1,461,605台となっており、前年度と比較して、1.0%の増になっている。これは、課税台数の4割超を占める軽四輪乗用自動車の台数が対前年度比3.7%増と、引き続き伸びたためと思われる。

また、50cc以下及び50cc超90cc以下の原動機付自転車並びに軽四輪貨物自動車並びに農耕用車両は、減少が続いている。

2-3表 軽自動車税課税台数の推移(「課税状況等の調」第33表)

(単位:台,%)

車種		区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	対前年度 伸率
原動機付自転車	50cc以下			329,886	323,272	313,305	304,997	294,265	285,335	△ 3.0
	50cc超90cc以下			19,662	19,576	19,344	18,501	17,385	16,797	△ 3.4
	90cc超			23,952	26,302	28,977	32,084	35,254	38,689	9.7
	ミニカー			2,014	2,840	3,514	3,791	3,960	4,078	3.0
	小計			375,514	371,990	365,140	359,373	350,864	344,899	△ 1.7
軽自動車及び小型特殊	一般	二輪車		64,066	65,298	66,045	65,842	64,630	64,014	△ 1.0
		三輪車		44	43	44	46	52	55	5.8
		四輪車	乗用	499,046	531,958	564,346	589,610	611,774	634,225	3.7
	貨物		299,762	297,665	296,454	292,378	290,366	289,108	△ 0.4	
	専ら雪上を走行するもの			1	1	3	71	12	19	58.3
	農耕用			59,834	58,379	57,124	56,456	56,005	55,150	△ 1.5
	特殊作業用			6,367	6,405	6,392	6,412	6,371	6,289	△ 1.3
	小計			929,120	959,749	990,408	1,010,815	1,029,210	1,048,860	1.9
	二輪の小型自動車			63,188	64,449	65,983	67,055	67,568	67,846	0.4
合計			1,367,822	1,396,188	1,421,531	1,437,243	1,447,642	1,461,605	1.0	

### 4. 市町村たばこ税

県内のたばこ消費量は、2-4表に示すとおりで、近年では10年度をピークに11年度以降減少しており、23年度は対前年度比7%減となった。

2-4表 たばこ消費量の推移

(単位:千本)

項目	年度				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
売り渡し本数	11,569,557	11,116,022	10,667,088	9,757,224	9,078,429
指数	100	96	92	84	78

## 5. 都市計画税

都市計画税を課税している団体は、28市2町村である。

◎市で課税していない団体(8市)

勝浦市(昭和60年度から)、鴨川市、富津市、浦安市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市

◎町村で課税している団体(2町)

酒々井町、栄町

税収については、土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を課税標準としているため、固定資産税と同様の傾向を示している。

2-5表 都市計画税の推移(「概要調書」第51表、第54表・「決算統計」第6表)

区分	都市計画 区域指定 市町村数 (イ)	課税市町 村数 (ロ)	左のうち未 線引団体 数	(イ)のうち 課税して いない団 体数	課税標準額 (百万円)		調定額 (千円)	収入額 (千円)
					土地	家屋		
16年度	59	33	8	26	11,480,841	9,356,210	66,420,108	57,696,138
17年度	60	33	8	27	11,049,561	9,637,727	66,041,725	57,195,648
18年度	57	32	8	25	10,840,702	8,845,401	62,149,117	54,383,795
19年度	49	31	7	18	10,878,053	9,209,456	62,646,529	55,578,735
20年度	49	31	7	18	10,957,328	9,660,091	63,449,764	56,810,043
21年度	49	31	7	18	11,103,189	9,502,164	63,033,577	56,843,425
22年度	47	30	7	17	11,007,207	9,837,623	63,373,397	57,679,062
23年度	47	30	7	17	10,843,798	10,038,148	62,889,648	57,543,424
24年度	47	30	7	17	10,671,409	9,132,381	-	-
24年度 23年度	100	100	100	100	98	91	-	-

## 6. 国民健康保険税(料)

平成23年度末において、県内54市町村のうち、国民健康保険税を採用している団体は43団体、国民健康保険料を採用している団体は11団体である。

23年度の国民健康保険事業会計決算の状況は、2-6表及び2-6図に示すとおり、歳入合計が6,410億円で、前年度に比べ392億円の増収(6.1%の増)となった。このうち、保険税(料)収入については、前年度に比べ1.3%増加し、構成比については前年度に比べ1.3ポイント減少した。

また、医療保険制度の改革に伴い、20年4月から新たに導入された前期高齢者交付金は、構成比の23.4%となる1,497億円であった。

2-6表 国保事業会計(事業勘定)決算の状況(「決算統計」第52表)

(単位:千円)

区分	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	決算額	構成比										
保険税(料)	189,668,847	35.6	192,260,119	33.4	163,656,496	28.6	162,787,389	27.8	160,944,480	26.7	163,088,128	25.4
一部負担金	29	0.0	22	0.0	22	0.0	89	0.0	933	0.0	29	0.0
国庫支出金	129,964,626	24.4	129,093,394	22.4	128,429,094	22.4	141,250,881	24.2	138,608,700	23.0	141,633,009	22.1
うち 財政調整交付金	18,244,950	3.4	17,682,305	3.1	15,819,779	2.8	19,075,801	3.3	16,627,812	2.8	17,749,567	2.8
療養給付費交付金	98,352,941	18.5	113,482,554	19.7	40,953,403	7.2	22,787,445	3.9	22,386,208	3.7	28,474,842	4.4
県支出金	23,527,574	4.4	24,505,588	4.3	23,996,754	4.2	24,547,236	4.2	27,940,445	4.6	29,442,704	4.6
他会計繰入金	46,563,340	8.7	46,493,662	8.1	44,420,213	7.8	43,789,489	7.5	46,390,077	7.7	46,805,225	7.3
基金繰入金	3,185,306	0.6	4,368,342	0.8	3,515,913	0.6	4,674,858	0.8	4,654,013	0.8	6,154,386	1.0
繰越金	10,585,619	2.0	12,254,173	2.1	8,481,458	1.5	10,875,259	1.9	9,944,407	1.7	11,979,658	1.9
前期高齢者交付金	—	—	—	—	101,754,122	—	111,794,571	19.1	128,167,613	21.3	149,732,859	23.4
その他の収入	30,509,088	5.7	53,499,044	9.3	57,555,938	10.0	62,136,738	10.6	62,779,479	10.4	63,686,318	9.9
歳入合計	532,357,370	100.0	575,956,898	100.0	572,763,413	100.0	584,643,955	100.0	601,816,355	100.0	640,997,158	100.0

(注)構成比の合計は端数処理の関係で必ずしも一致しない。

2-6図 国保事業会計平成23年度決算内訳

